

- c. 原災法第10条通報基準：直流125V主母線2Aが使用不能となった場合に、直流125V主母線2Bに電気を供給する電源が蓄電池2B, 蓄電池充電器2B, 予備蓄電池充電器2Cのうちの1つだけになる状態が5分以上継続すること。
- d. 原災法第15条緊急事態：直流125V主母線2A及び2Bが使用不能となり、かつその状態が5分以上継続すること。